

# 国民健康保険料の値上げについて

【答弁】①有効期限が切れることで、必要なサービスを受けることができない場合もあることから、申請受付開始時期を早めるよう東京都に申し入れてまいります。②東京都に、更新手続中に有効期限が過ぎた手帳や手帳申請書の控えを利用できるよう求めることはいたしません。区の窓口などで機会を捉えて、手帳の有効期限が途切れることのないよう早めに更新手続を行うことについて、丁寧な案内に努めてまいります。③希望される手帳保持者に対しては、更新時期について個別の通知を送付しております。今後、この取扱いを区の窓口などで丁寧に案内してまいります。④区では、保健師と事務職員等が連携して、精神障害者保健福祉手帳に関する更新時期のお知らせや各種手続を処理しております。今後も、精神障害者保健福祉手帳の更新をはじめとした各種手続や相談業務などの円滑な事務執行に適切に対応できる体制を確保してまいります。

## 手話マークの活用について

【質問】港区は聴覚障害者への支援として、手話通訳者の配置や区議会本会議でも手話通訳者がつくなど前進してきました。さらなる支援として講演会などの案内に一目でコミュニケーション手段がわかる「手話マーク」などの活用をすること。



手話マーク：区の催し物の案内やチラシにこのマークがついていると、手話通訳付きということが一目でわかります。

【答弁】今後、区が講演会などの事業を実施する際には、手話マークなどを各案内に掲載するよう努めてまいります。

## 孤立死を防ぐための支援を

【質問】①港区では昨年度27件一人暮らしの高齢者が、自宅で死亡し発見されています。港区が積極的に状況把握を行い、精神科医とも協力してネットワークづくりをマンパワーで行うこと。②協定を結んでいる組合等に改めて周知を図ること。

【答弁】①区は、区民の孤立を防ぎ、寄り添った支援を行うため、町会・自

治会や民生委員・児童委員、病院、介護事業者、警察など地域を支える関係団体・機関との情報共有に日頃から努めております。また、来年8月には福祉総合窓口の設置をいたします。地域から寄せられる情報をもとに、区の保健師が問題を抱える家庭を訪問し、適切に状況を把握した上で、地域のネットワークを生かした多機関・多職種によるきめ細かな支援を行ってまいります。②区は、ライフライン事業者や新聞販売店など高齢者を個別訪問する事業者と高齢者の見守りに関する協定を締結し、高齢者の異変を発見した際には、速やかに区に通報していただいております。区では、これまでも協定事業者と定期的に協定内容を確認するとともに、高齢者の見守り等について協議する港区高齢者地域支援連絡協議会では、事業者が委員として参画いただき、協定事業者との情報の共有に努めております。今後も、継続的に本協定の意義や必要性について、協定事業者に周知してまいります。

## 国民健康保険料の値上げについて

【質問】①コロナに関する医療費増加分は、国や東京都が負担するよう、全国市長会や23区長会と協力し要請すること。②子ども国保料を無料にするよう、国に要請することともに、港区として無料にすること。

【答弁】①区の国民健康保険における医療費は、令和2年度は前年度と比較して下回りましたが、本年8月現在では増加傾向となっております。これに伴い、区が負担する保険給付費も増加しておりますが、この増加がこれまでの受診控えの反動によるものか、新型コロナウイルス感染症の増加によるものか現時点では明らかになっておりません。引き続き、医療費の推移を注意深く観察するとともに、国民健康保険制度が維持できるように必要な財政措置を講じるように、全国市長会を通じて検討してまいります。②国は、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年4月から未就学児の均等割5割減免を実施いたします。国民健康保険料の免除は、法に基づく国の制度であり、自治体がそれぞれの判断で独自に子ども保険料を一律に免除することは適当でないと考えます。引き続き、全国市長会を通じ、子どもの均等割軽減の対象年齢や軽減割合の拡大など、保険料の負担軽減に向けた必要な措置を講じるよう国に要望してまいります。

## 学校のAEDの設置の増設を

【質問】①救急車が来るまでの間、AEDを使っただけの救急救命は一刻を争います。事故があった時に即対応できるように、体育館やプール等に増設すること。②対外試合、校外学習等々のために携帯用AEDをそれぞれ各学校に配置すること。

【教育長答弁】①区立小・中学校のAEDは、1校1台を基本に設置しておりますが、体育館やプール等が離れている場合など、学校の状況に応じて複数台設置しております。あらためて、設置場所等を各学校としっかり協議をした上で、必要な場合は、早急に増設してまいります。②学校に配置されているAEDのうち、一部が携帯用AEDとなっております。また、教育委員会は平成29年度から校外活動等で携行するための携帯用AEDを2台用意しましたが、校外活動先の公共施設等でのAEDの設置が進んだこともあり、令和元年度以降、校外活動等での貸出しの実績がない状況です。全ての学校への携帯用AEDの配置は予定していませんが、改めて、教育委員会が保有する携帯用AEDの貸出しについて、各学校へ周知し、児童・生徒の安全を確保してまいります。



## AEDの活用と設置について

【質問】最初にこの問題を取り上げたときには、23区ではどこも設置されていませんでしたが、既に8区でコンビニにAEDの設置が行われています。いつ、どこでAEDが必要になるかわかりません。町中にあり、24時間開いているコンビニへのAED設置は重要です。区がレンタルで借り、コンビニへの設置場所の提供をお願いすべきです。

【答弁】区内には、24時間利用可能なホテルや医療機関などへのAEDの設置が200か所を超えております。区のレンタルによる設置は予定しておりませんが、引き続き、コンビニエンスストア運営業者に設置の協力を要請するとともに、わかりやすいAED設置場所の周知に努めてまいります。